

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）

日 時：令和2年12月18日（金）11:00～

場 所：知事応接室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

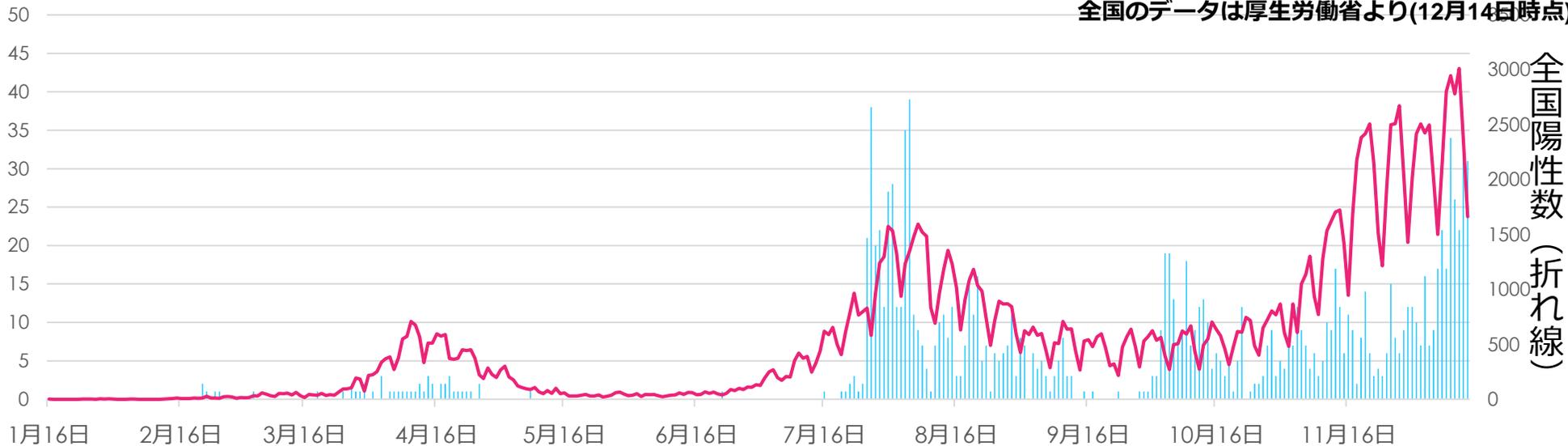
3 議 事

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）感染者の発生状況について | 資料1 |
| （2）県民への要請、感染症対策の強化について | 資料2 |
| （3）県民への生活支援について | 資料3 |
| （4）年末年始以降の事業資金に係る対応について | 資料4 |
| （5）年末年始の交通結節点における広報活動について | 資料5 |
| （6）リスクレベル5における教育活動等について | 資料6 |
| （7）その他 | |

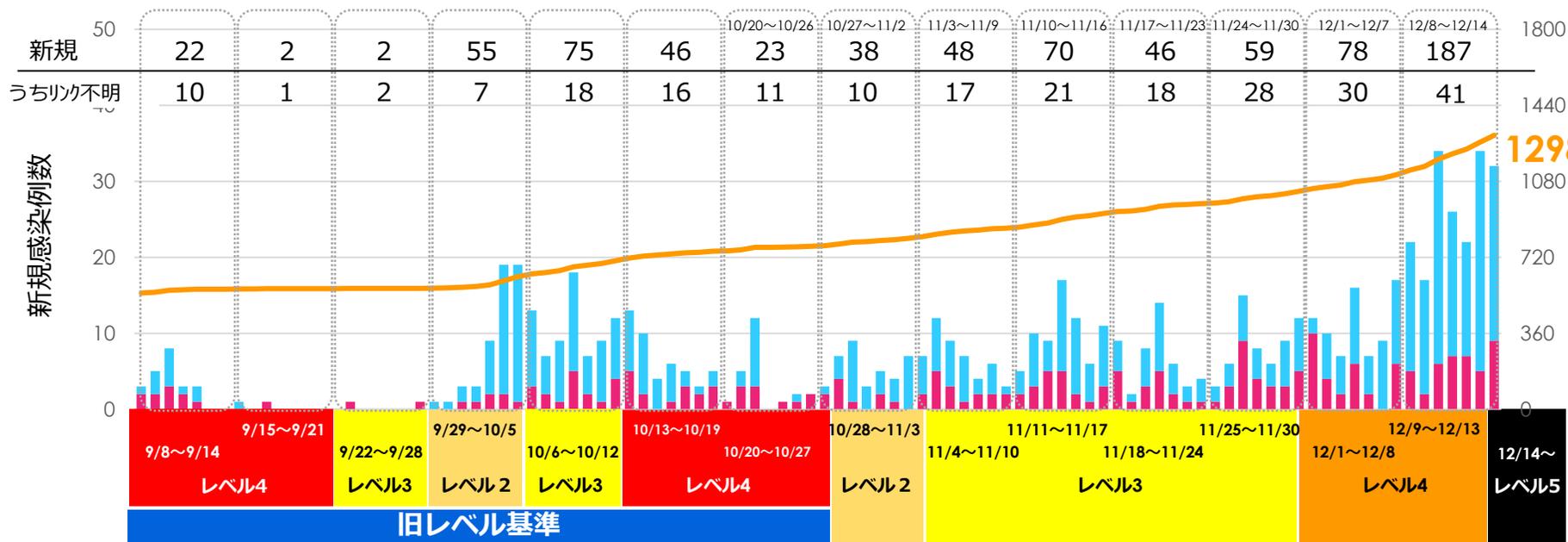
全国と熊本県の陽性確認状況

本県の12月14日までのデータによる
全国のデータは厚生労働省より(12月14日時点)

熊本県陽性例数
(棒)



県内の陽性確認状況とリスクレベル



累計感染例数

資料 1

九州の陽性者確認状況

	11/10～11/16		11/17～11/23		11/24～11/30		12/1～12/7		12/8～12/14	
	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数
福岡	2.02	103	3.23	165	5.39	275	5.86	299	10.87	555
佐賀	0.61	5	1.72	14	1.96	16	3.93	32	5.28	43
長崎	0.15	2	0.83	11	0.68	9	0.38	5	3.92	52
熊本	4.00	70	2.63	46	3.38	59	4.46	78	10.70	187
大分	0.62	7	4.85	55	6.34	72	9.96	113	10.04	114
宮崎	0.09	1	5.41	58	6.90	74	5.22	56	4.01	43
鹿児島	1.31	21	2.75	44	1.69	27	3.37	54	10.24	164
沖縄	16.04	233	17.14	249	21.68	315	17.96	261	16.45	239
合計	3.10	442	4.50	642	5.94	847	6.30	898	9.80	1397

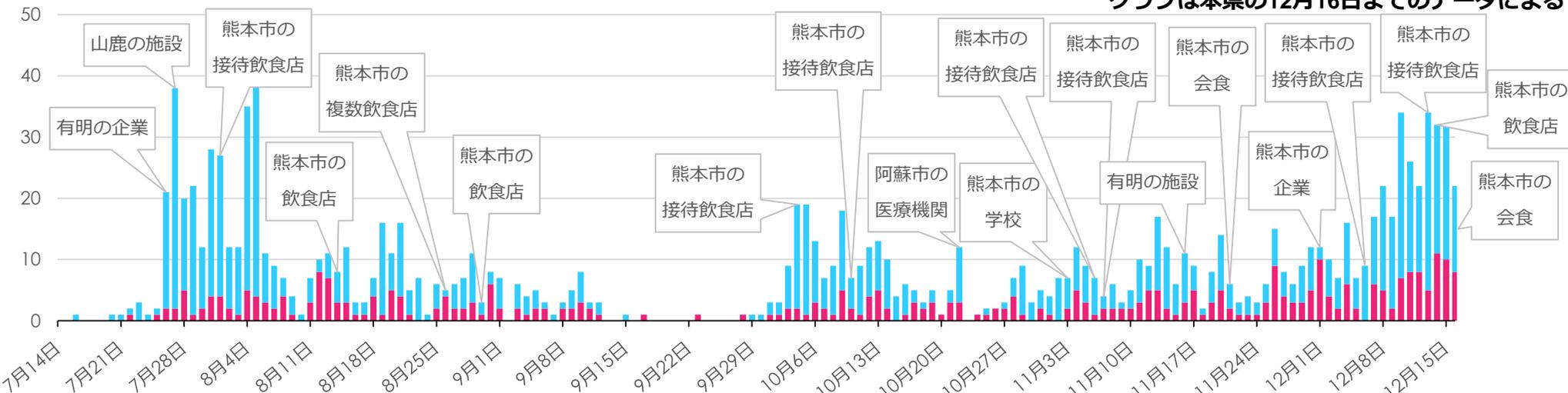
本県を除くデータは厚生労働省及び各自治体HPより（基本的に公表日ベース）。

県内の6指標の状況

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)			監視体制	感染の状況 (直近1週間の状況)		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 <small>(熊本県人口で換算)</small>	③PCR 陽性率※ <small>(一週間平均値)</small>	④直近1週間の陽性 者数 <small>(熊本県人口で換算)</small>	⑤前週との 比較	⑥感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
12月14日	32.5%	13.6%	188人	10.6%	187人	+109	41人 (21.9%)
12月7日	18.3%	11.9%	104人	8.0%	78人	+19	30人 (38.5%)
11月30日	16.8%	10.2%	81人	4.9%	59人	+13	28人 (47.5%)
11月23日	18.3%	3.4%	85人	5.7%	46人	▲24	18人 (39.1%)
11月16日	17.0%	5.1%	85人	5.7%	70人	+22	21人 (30.0%)

県内のクラスターの発生状況

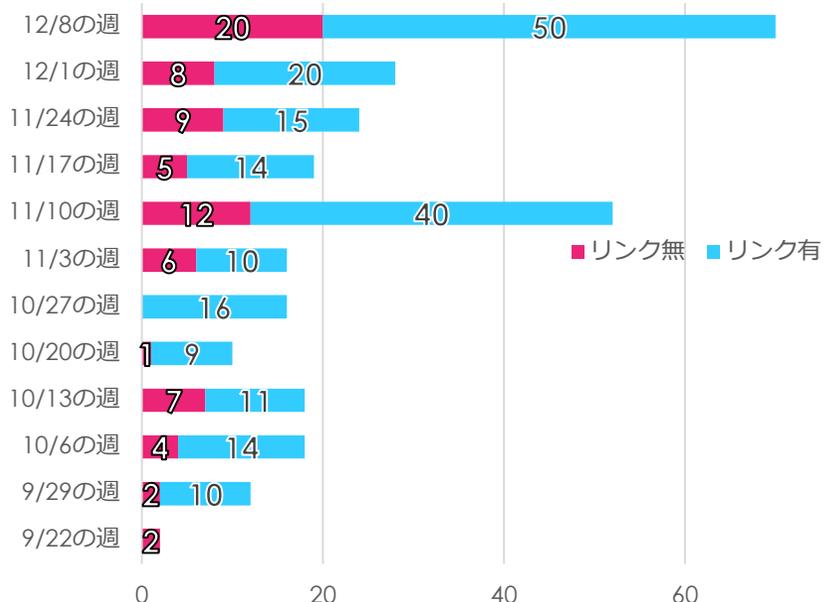
グラフは本県の12月16日までのデータによる



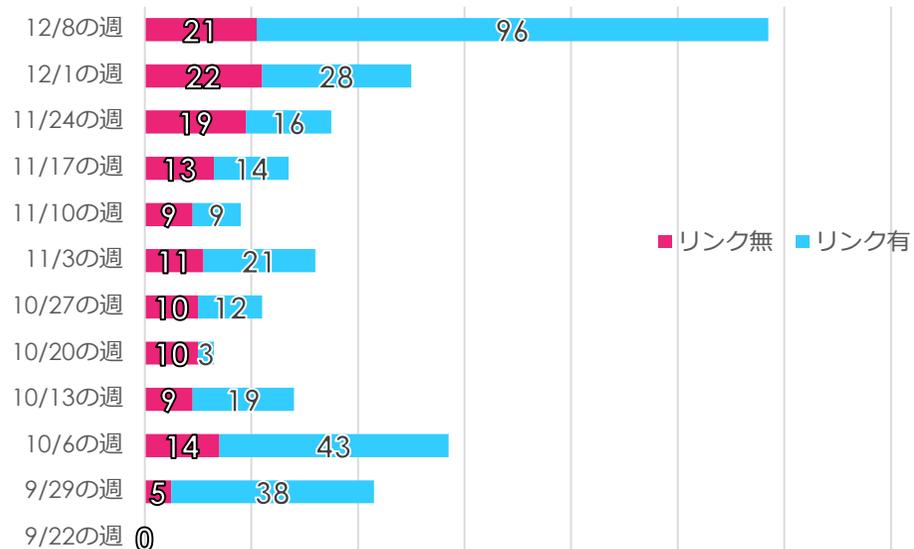
リンク無し陽性者の確認状況

本県の12月14日までのデータによる

熊本市を除く県の状況



熊本市の状況

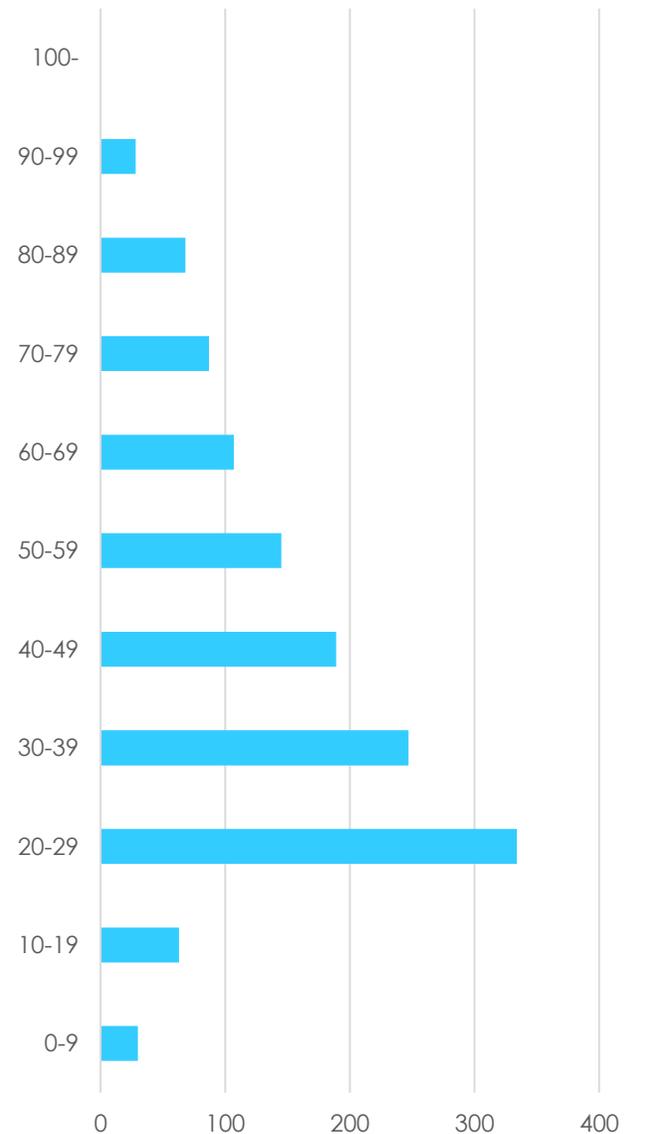
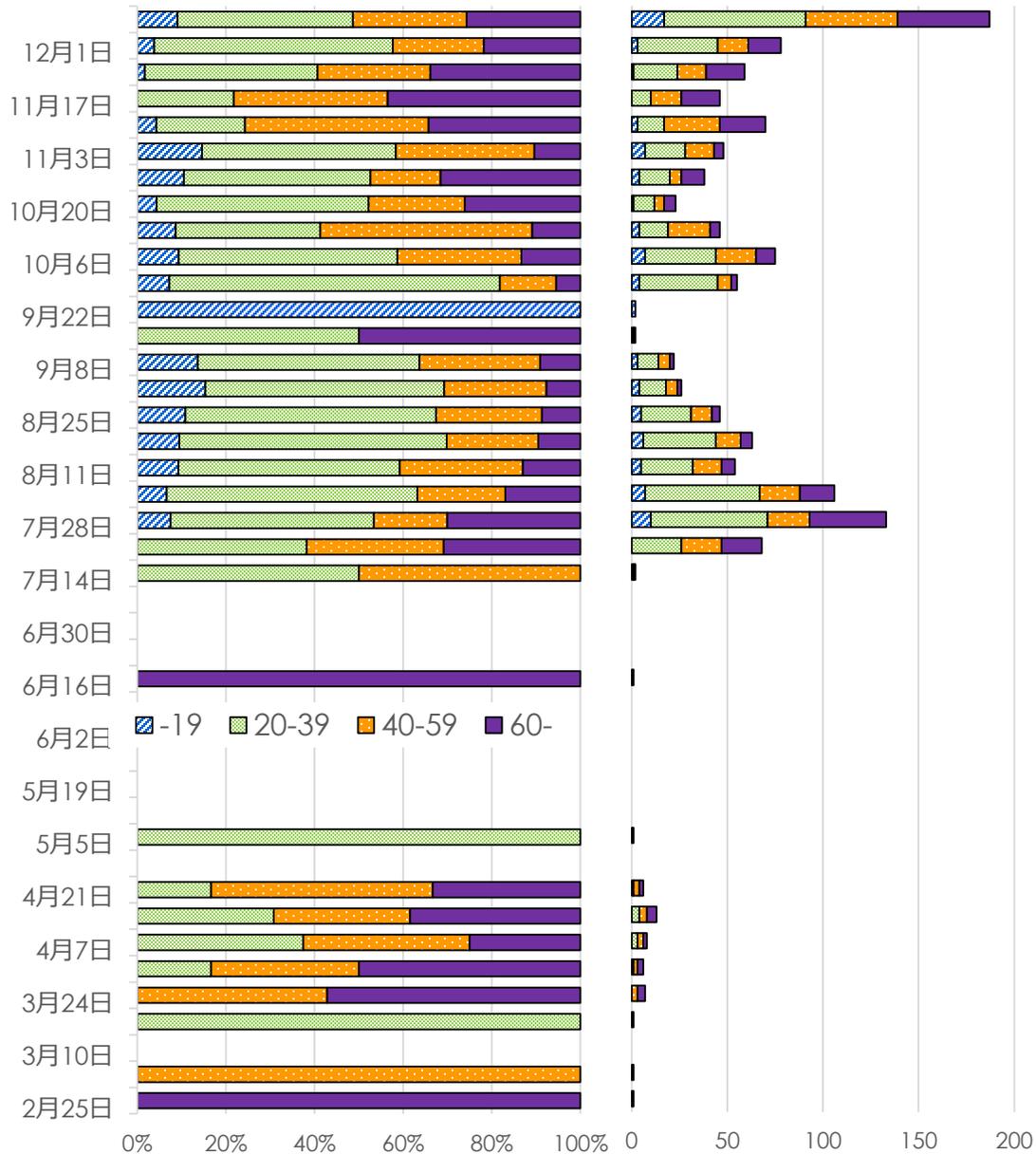


陽性者の年齢別分析

年齢割合（時系列）

年齢別実数

陽性者数年齢分布



本県の12月14日までのデータによる

熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント

(12月17日現在)

- 国内における感染者の増加傾向が継続しており、過去最多の水準となっている。いわゆる「勝負の3週間」で強い措置を要請していた自治体においても、感染が収まらず、対策の延長や強化を余儀なくされている。
- 熊本県内の先週(12/8~12/14)の新規感染者は、187例(うち感染源が特定できないリンク無し感染者41例)が確認され、病床使用率も25%を超えていた(12月13日時点)ことから、12月14日に臨時的にリスクレベルを「レベル5 厳戒警報」に引き上げられたところである。
- 感染の態様としては、熊本市内の感染が117例と最大で、接待を伴う飲食店において複数のクラスターを確認するなど、夜の歓楽街に関連した感染者が多い。その他の圏域では、菊池保健所管内において、接待を伴う飲食店や家庭内感染等23例の感染が見られ、八代保健所管内では、職場や家庭内感染で21例の感染が見られた。その他、ほとんどの圏域で感染が確認されている。
- 12月15日以降も、2日間で54例の感染を確認しており、引き続き感染は拡大している状況である。
- 最も重要なことは、医療提供体制を維持し、感染者の命を守ることである。現在、感染者には若者が多いことから、宿泊療養施設の追加が効果的である。一刻も早く運用を開始し、効率的に利用できる体制を整備していただきたい。また、即応病床確保の要請は既に行っていたところだが、特に感染者が多い熊本市においては、病床自体の増加も図っていただきたい。また、引き続き、調整本部による転院調整も進めていただきたい。
- 感染者減少のためには、熊本市中心部の歓楽街対策の強化は必須であるため、引き続き県市連携し、可能な限り強化を進めていただきたい。検査勧奨に加え、業種別ガイドラインも最新知見により改定されているため、感染防止対策も改めて啓発されたい。さらに、県民の命を守るためには、歓楽街からハイリスク施設への波及をより早く探知し、クラスター発生を早期に封じ込めることが重要である。感染が拡大している地域における高齢者施設や医療機関については、積極的に検査を行い、感染があった場合は即座に介入する体制の整備を進めていただきたい。
- 今後さらに感染が拡大した場合は、接触機会の低減により感染を抑え込むことが重要となり、他県のように、飲食店の時間短縮営業の要請など、社会経済活動へのブレーキをかけての感染防止対策が必要になる。県市において、こうした強い措置を実際に行うための準備を進めていただきたい。また、そのような事態を防ぐために、両首長から強いメッセージによる情報発信を行うことが非常に重要である。

県民への要請等について

現在の状況

- ・11月25日の国分科会提言により、感染が急拡大している地域（ステージⅢ相当地域）では、集中的に時短要請等を含む強い措置を開始
- ・本県では、上記の期間に合わせ、12月3日から18日まで「**感染防止の集中対策**」を実施
- ・全国的に感染は高止まりし、国分科会も感染状況に応じ、対策の延長等が必要と提言
 - ➔政府もGoToトラベル事業を12月28日から来年1月11日まで一時停止を決定
- ・本県でも、引き続き感染は拡大傾向にあり、12月14日にリスクレベルを5に引き上げたところ
- ・12月8日から14日までの1週間では、これまでで最大の187例の感染者を確認

➡ 県内の感染は拡大しており、医療提供体制や保健所への負荷を軽減させるため、ここで感染を抑える必要がある。ただし、**国分科会が示すステージⅢ相当の地域には該当しない。**

県民への要請 12月18日までとしていた集中対策を来年1月11日まで延長。さらに年末年始における対策等の要請を追加。

基本的な 感染防止 対策

- ① 最も大切な3つの対策(マスク着用、手洗い、有症時の受診)を強調し改めて徹底を要請
- ② 「感染リスクが高まる「5つの場面」」において、特に感染防止対策を徹底するよう要請
- ③ 事業所内感染、家庭内感染を防ぐため、ウイルスを持ち込まない感染防止対策を要請

移動・ 帰省

- ① 「三つの密」のある場及び**感染が流行している県外(ステージⅢ相当地域)への不要不急の移動の自粛を要請**
- ② 発熱等の症状がある場合は外出せず、すぐにかかりつけ医等に電話し、受診するよう要請
特に高齢者等のハイリスク者においては、徹底するよう要請
- ③ **感染が流行している県外(ステージⅢ相当地域)に在住する親戚等に、年末年始は帰省を控えるように呼び掛けていただくよう要請**
その他の地域在住の親戚等にも、帰省の時期を分散し、感染防止対策徹底の呼び掛けを要請

年末年始は県内で静かに過ごしましょう

飲食店の 利用・ 会食等

- ① 感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店は利用しないよう要請
また、その他の飲食店等についても、感染防止対策が講じられていない場合は利用を控えるよう要請
- ② 熊本市中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えるよう要請
- ③ 会食時は、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践するよう要請

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

対策の基本方針

- I 有症状者や感染が疑われる者に対する診療や検査を、積極的かつ迅速に実施できる体制を整備。
- II クラスターの未然防止や早期収束に対応できる体制を整備。
- III ハイリスク者の入院等に確実に対応できる万全な医療提供体制を整備。

① 高齢者施設等における対策の徹底

- 施設内だけでなく、施設外においても、基本的な感染防止対策や日頃の健康確認を徹底することを、施設利用者や職員に対して改めて周知するよう、高齢者施設等へ依頼。
- 入所者において発熱等の症状がある場合は、迅速かつ確実に検査が行われるよう、配置医師や協力医療機関等と必要な調整を行うことを高齢者施設等へ依頼。
- 施設内で感染者が発生した場合には、専門チーム「CMAT」による速やかな初動対応を実施。

② 接待を伴う飲食店における対策の強化

- 熊本市と連携し、熊本市中心部の接待を伴う飲食店約200店舗を直接訪問し、「出張PCR検査(※)」の受検を呼びかけるとともに、感染防止対策の徹底について改めて依頼。(※)12月17日現在で、41店、142名が申込み。
- 今後も、熊本市と連携し、直接訪問等による対策を実施。

③ 医療提供体制の強化

- 入院患者受入れ病床を、新たに20床確保。
 - 400床から420床に増加
- 宿泊療養施設の2棟目(約80室)を、12月24日に開設予定。
 - 1棟目(約60室)と併せて、約140室を確保
- 県調整本部において、熊本市から他圏域へ入院患者の広域調整を実施(「リスクレベル5」へ引き上げた12/14以降の4日間で14件)

新たに+100名の陽性者の受入れに対応できるよう体制を強化

感染が流行している県外への移動について【12月18日発表】

人口10万人当たりの週陽性者数が15人以上の都道府県への不要不急の移動は自粛して下さい。
やむを得ない場合は感染防止対策を徹底し、三密を確実に避けるよう要請します。

発症率順	都道府県名	12/10～ 12/16の 算定陽性 者数	10万人当 り陽性者数
1	大阪府	2,396	27.2
2	東京都	3,741	26.9
3	北海道	1,283	24.4
4	広島県	680	24.3
5	高知県	151	21.6
6	愛知県	1,399	18.5
7	神奈川県	1,584	17.2
8	京都府	431	16.7
9	埼玉県	1,166	15.9
10	兵庫県	855	15.6
11	沖縄県	224	15.4
12	群馬県	289	14.9
13	千葉県	819	13.1
14	奈良県	168	12.6
15	岐阜県	249	12.5
16	福岡県	626	12.3
17	熊本県	201	11.5
18	宮城県	260	11.3
19	大分県	104	9.2
20	岡山県	169	8.9
21	山形県	94	8.7
22	三重県	136	7.6
23	岩手県	93	7.6
24	栃木県	138	7.1

発症率順	都道府県名	12/10～ 12/16の 算定陽性 者数	10万人当 り陽性者数
25	長野県	143	7.0
26	静岡県	223	6.1
27	鹿児島県	96	6.0
28	茨城県	161	5.6
29	福島県	103	5.6
30	佐賀県	44	5.4
31	長崎県	61	4.6
32	宮崎県	48	4.5
33	和歌山県	40	4.3
34	石川県	46	4.0
35	山梨県	28	3.5
36	滋賀県	44	3.1
37	青森県	29	2.3
38	新潟県	49	2.2
39	島根県	12	1.8
40	香川県	14	1.5
41	富山県	15	1.4
42	山口県	19	1.4
43	愛媛県	17	1.3
44	福井県	8	1.0
45	秋田県	4	0.4
46	鳥取県	2	0.4
47	徳島県	1	0.1
	合計	18,464	

※本県以外の陽性者数は厚生労働省が12月17日までに公表したデータから本県で算定・集計。
(各自治体の時点公表数等と異なる場合あり)。
人口は「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)」(総務省統計局)を使用。

ひとり親世帯への給付金

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額2億22百万円（－）

ひとり親世帯臨時特別給付金

[子ども家庭福祉課]

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に生じている子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付分)の再支給を実施

<現状・課題>

- ・ ひとり親世帯の86%を占める母子世帯の平均所得は、約270万円と、児童がいる世帯の平均所得（約707万円）を大きく下回っている。
- ・ また、母子世帯では貯金がない世帯の割合が37.6%と、全世帯の14.9%と比較して2.5倍となっている。
- ・ このような状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大により、労働環境や生活環境が大きく変化しており、県内の関係団体が実施したアンケートでも、5割の世帯で収入が減少、8割を超える世帯で支出が増加している。

<スケジュール>

	8月			12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
臨時特別給付金（1回目）	・支給手続き開始		・支給開始			
臨時特別給付金（今回） ※再支給分					・支給手続き開始	・支給開始

※令和2年12月11日時点で、ひとり親世帯臨時特別給付金（1回目）の支給を受けている方は申請不要で支給されます。

※令和2年12月11日時点では、ひとり親世帯臨時特別給付金（1回目）の申請を行っていない方についても、今回の再支給分を併せて申請することにより、支給されます。

<目的・概要>

○全体事業費：2億22百万円

○事業内容

【対象者】 町村在住世帯 4,125世帯 ※市在住世帯分は、市から対象者へ支給

【支給要件】 以下の①～③のいずれかに該当し、1回目の基本給付の支給を受けている方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限り
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【支給額】

	1回目	今回（再支給分）
基本給付	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算	
追加給付	収入が減少した場合5万円	なし

○負担割合：国10/10

○事業主体：県



資料3

生活に困窮される方への経済的支援

緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする方を支援。

■ 貸付上限：20万円、据置期間：1年以内、償還期間：2年以内

■ 受付窓口：市町村社会福祉協議会

※ 受付期間が、令和2年12月末から、令和3年3月末まで延長

総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により経済的に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方を支援。

■ 貸付上限：【2人以上世帯】月額20万円、【単身世帯】月額15万円

貸付期間：原則3ヵ月以内（最大6ヵ月まで）、据置期間：1年以内、償還期間：10年以内

■ 受付窓口：市町村社会福祉協議会

※ 受付期間が、令和2年12月末から、令和3年3月末まで延長

住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や離職等により経済的に困窮し、家賃が支払えずに住居を失う恐れがある方を支援。

■ 支給内容：家賃相当額を家主に対して代理納付、支給期間：原則3ヵ月以内（最大12ヵ月まで）

■ 受付窓口：生活困窮者自立相談支援機関（別添一覧のとおり）

生活困窮者自立相談支援機関一覧

市町村相談窓口	電話番号
熊本市生活自立支援センター	096-328-2795
八代市自立相談支援センター	0965-62-8228
ひとよし生活困りごと支援センター	0966-24-8111
荒尾市生活相談支援センター	0968-57-7019
みなまた安心センター	0966-63-2047
玉名市くらしサポート課	0968-75-1502
あまくさ生活相談支援センター	0969-32-2552
山鹿市生活自立相談	0968-43-1167
菊池市くらしサポートセンター	0968-25-1411
うと自立相談センター	0964-23-3756
かみあまくさ生活相談支援センター	0964-56-3470
宇城市生活自立支援センター	0964-32-1135
阿蘇市生活相談センター	0967-22-3364
安心サポート合志市	096-248-1100
美里町社会福祉協議会	0964-47-0065
玉東町社会福祉協議会	0968-85-3150
和水町社会福祉協議会	0968-34-2366
南関町社会福祉協議会	0968-69-9020
長洲町社会福祉協議会	0968-78-1440
大津町社会福祉協議会	096-293-2027
菊陽町社会福祉協議会	096-232-4832
南小国町社会福祉協議会	0967-42-1501
小国町社会福祉協議会	0967-46-5575

市町村相談窓口	電話番号
産山村社会福祉協議会	0967-23-9300
高森町社会福祉協議会	0967-62-2158
南阿蘇村社会福祉協議会	0967-67-0294
西原村社会福祉協議会	096-279-4141
御船町社会福祉協議会	096-282-0785
嘉島町社会福祉協議会	096-237-2981
益城町社会福祉協議会	096-214-5566
甲佐町社会福祉協議会	096-234-1192
山都町社会福祉協議会	0967-82-3345
氷川町社会福祉協議会	0965-52-5075
芦北町社会福祉協議会	0966-86-0294
津奈木町社会福祉協議会	0966-61-2940
錦町社会福祉協議会	0966-38-2074
あさぎり町社会福祉協議会	0966-49-4505
多良木町社会福祉協議会	0966-42-1112
湯前町社会福祉協議会	0966-43-4117
水上村社会福祉協議会	0966-44-0782
相良村社会福祉協議会	0966-35-0093
五木村社会福祉協議会	0966-37-2333
山江村社会福祉協議会	0966-24-1508
球磨村社会福祉協議会	0966-32-0022
苓北町社会福祉協議会	0969-35-1270

年末年始以降の事業資金に係る対応

融資に関する相談等への対応

1 新たな資金の相談

1) 既貸付分を含み 4,000万円 以内の場合

全国統一の新型コロナ対応資金（原則無利子・無担保）にて対応

※国3次補正による期間延長により、R3.3.31保証協会受付分で5.31融資実行まで

2) 既貸付分を含み 4,000万円 を超える場合

金融円滑化特別資金（コロナ対応）（県独自分8,000万円。その他別枠で最大1億2,000万円※）にて対応

※新型コロナ対応資金をSN4号で活用している場合、金融円滑化の県独自分8,000万円のほか、SN4号枠4,000万円、危機関連枠8,000万円の枠あり

2 借入資金の返済等の相談

1) 新型コロナ対応資金や金融円滑化特別資金（コロナ対応）の条件範囲内で、元本返済の更なる猶予

2) 新たな資金も必要である場合は、資金の借換えにより新たに元本返済猶予を行う

3 事業継続などに係る相談

1) 事業転換や新たな取組みに伴う資金

■ 1～2で対応を検討

2) 債務超過など与信の関係で融資困難な場合

■ 中小企業再生支援協議会へ紹介

（新型コロナ特例リスクスケジュール事業等）

年の末対応

1 金融機関等への円滑な融資への協力要請文発出、会議開催（12/16）

2 知事から金融機関等トップへの年末等の資金繰り支援に関する協力要請・意見交換（12/23）

3 新型コロナ対応資金取扱期間延長等に係る新聞広報（12/25～26）

商金第855号
令和2年（2020年）12月16日

熊本県制度融資取扱金融機関 代表者 様

熊本県商工労働部長

年末等における中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援への
配慮について（依頼）

日頃より、本県の中小企業・小規模事業者（以下「事業者」）への金融施策に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

また、本年2月の新型コロナウイルス感染者発生以降、影響を受けている事業者に対し、迅速かつ丁寧な資金繰り支援等に御尽力いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が県内経済に甚大な影響を及ぼしている中、第3波が全国的に拡大してきております。今般、金融庁が、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい資金繰り状況に直面している事業者がおられることや、年末・年度末に向けて、運転資金等の需要が高まることを踏まえ、年末の中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について、金融機関関係団体等に対して、別添のとおり要請されたところです。

平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨のトリプルパンチに見舞われた本県においては、事業者一人ひとりに寄り添ったより一層のきめ細やかな対応が求められると考えます。

つきましては、最前線で事業者支援に取り組まれている金融機関の皆様に対し、改めて下記について格段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 事業者の事業継続、雇用の維持・確保に向けて、新規融資の積極的な実施や既往債務の借換え、条件変更等への柔軟な対応など、引き続き個々の事業者寄り添ったきめ細かな対応をお願いしたい。
- 2 ポストコロナに向け、中小企業の業態転換や新分野への展開等を後押しするため、金融面からの支援はもとより、事業者の経営の在り方について、事業再構築、転換、円滑な事業承継等を含めてどのような選択肢が最適か、より一層の総合的なコンサルティング機能を発揮され、積極的な経営支援に繋がっていただきたい。

- 3 国や県では、新型コロナウイルス感染症に対応した事業を様々に講じているところですが、事業者からの相談に対して、融資制度のみならず国、県等の各種事業給付金や補助金等についても積極的に情報提供等をお願いしたい。
特に、国の持続化給付金、本県の事業継続支援金のいずれかの活用を検討されている事業者に対しては、申請期限が令和3年1月15日までとなっているため、申請につながるよう御案内をお願いしたい。
- 4 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や中小企業再生支援協議会による再生支援策等を効果的に活用し、関係機関と連携した経営改善や事業再生に取り組んでいただきたい。
- 5 令和2年10月30日に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が策定され、本年12月1日からの適用が開始されている。当該特則の趣旨を踏まえ、感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主の相談に柔軟に対応いただきたい。

中小企業の相談窓口一覧

以下の相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受ける中小企業からの相談にきめ細やかに対応（令和2年1月29日（水）～）

○ 経営関係（商工会）

＜新型コロナウイルス経営相談ホットライン＞ 受付時間：平日9時～17時

機関名	電話番号
県央地区（熊本市・宇城・上益城）	096-325-5161
県北地区（玉名・城北・阿蘇）	080-8590-0756
県南地区（八代・球磨）	080-8590-0758
天草地区（天草）	080-8590-0759

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本市託麻商工会	096-380-0014	高森町商工会	0967-62-0274
熊本市北部商工会	096-245-0127	南阿蘇村商工会	0967-62-9435
熊本市河内商工会	096-276-0342	西原村商工会	096-279-2295
熊本市飽田商工会	096-227-0852	御船町商工会	096-282-0322
熊本市天明商工会	096-223-2022	嘉島町商工会	096-237-0734
熊本市富合商工会	096-358-2521	益城町商工会	096-286-2551
熊本市城南商工会	0964-28-2317	甲佐町商工会	096-234-0272
熊本市植木町商工会	096-272-0236	山都町商工会	0967-72-0186
宇土市商工会	0964-22-5555	八代市商工会	0965-52-8111
宇城市商工会	0964-42-8111	氷川町商工会	0965-62-2021
美里町商工会	0964-47-0336	芦北町商工会	0966-82-2548
玉名市商工会	0968-57-0323	津奈木町商工会	0966-78-3580
玉東町商工会	0968-85-2174	錦町商工会	0966-38-0009
南関町商工会	0968-53-0120	あさぎり町商工会	0966-45-0969
長洲町商工会	0968-78-0410	多良木町商工会	0966-42-2525
和水町商工会	0968-86-2127	湯前町商工会	0966-43-3333
山鹿市商工会	0968-46-2141	水上村商工会	0966-44-0073
菊池市商工会	0968-25-1131	相良村商工会	0966-35-0504
合志市商工会	096-242-0733	五木村商工会	0966-37-2321
大津町商工会	096-293-3421	山江村商工会	0966-24-9326
菊陽町商工会	096-232-2757	球磨村商工会	0966-32-1000
阿蘇市商工会	0967-32-0200	上天草市商工会	0969-56-0244
南小国町商工会	0967-42-0142	天草市商工会	0969-23-2020
小国町商工会	0967-46-3621	苓北町商工会	0969-37-1244
産山村商工会	0967-25-2811		

熊本県商工会連合会	096-325-5161
-----------	--------------

○ 経営関係（商工会議所）

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本商工会議所	096-354-6688	水俣商工会議所	0966-63-2128
コロナ経営相談	096-324-0033	玉名商工会議所	0968-72-3106
八代商工会議所	0965-32-6191	本渡商工会議所	0969-23-2001
人吉商工会議所	0966-22-3101	山鹿商工会議所	0968-43-4111
荒尾商工会議所	0968-62-1211	牛深商工会議所	0969-73-3141

○ 経営関係(中小企業団体中央会)

機関名	電話番号
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255

○ 経営関係(よろず支援拠点)

機関名	電話番号
公益財団法人くまもと産業支援財団 中小企業支援センター よろず支援拠点推進室	096-286-3355

○ 金融関係

機関名	電話番号	機関名	電話番号
日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活)	096-353-6121	日本政策金融公庫 熊本支店(中小企業)	096-352-9155
日本政策金融公庫 八代支店	0965-32-5195	商工組合中央金庫 熊本支店	096-352-6184
熊本県信用保証協会	096-375-2000		

○ 制度融資取扱金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 交通結節点における広報活動等について

R2.12.18 企画振興部

1 目的

人の往来が増える年末年始の交通結節点において、来熊者及び県民に感染拡大防止への協力を呼び掛ける広報活動を実施する。

※4,5月の第1波の際は、交通結節点において外出自粛を求める広報活動を実施した。

2 広報活動等

(1) 交通結節点におけるチラシ・ポスターの掲示

空港、JR新幹線停車駅、桜町バスターミナル等においてチラシ配布、ポスター掲示
※年末年始に向けて、県対策本部の「県民等への主な要請事項」を反映した文案を検討

(2) 道路案内情報板等を活用した広報活動

- ・ 県警道路交通板
- ・ 国道、県道の道路標示板

(3) 検温等の実施

- ・ 阿蘇くまもと空港出発前の検温（空港管理会社に助成し、10/1にサーモグラフィ設置済）
- ・ 年末年始の空港混雑に関する新聞広告において、空港利用者に対し感染防止への協力を依頼
- ・ 空港ライナー乗車前の検温（4月から非接触体温計による乗車前の検温を実施）

【他空港の状況】

- ・ 熊本空港発着便のある空港（羽田、成田、伊丹、関空、小牧、中部国際、那覇、天草）では出発前のサーモチェック実施中。



(阿蘇くまもと空港のサーモグラフィによる検温)

県リスクレベル5 厳戒警報における教育活動等について

令和2年12月18日

教育委員会

1 県立学校

(1) 学校生活等

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、改めて基本的な感染症対策を徹底するとともに、日常的な健康観察や風邪症状時の自宅待機、各教科においてリスクの高い学習活動の制限、昼食時や休日等における感染予防など特に留意すべき事項について、12月15日付で各学校に対して通知した。

(2) 県立学校入学者選抜

「入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」等に基づき、万全の感染症対策を講じた上で実施

(3) 心のケア

生徒等の状況を的確に把握し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し対応

(4) 偏見・差別の未然防止等

学校等への訪問、SNS上の書き込みに関するネットパトロール等を実施し、必要に応じて法務局等関係機関へ相談

(5) 環境整備

学校での感染症対策や学びの保障のため必要となる備品やICT機器等の購入費について、8月補正分(100万円~400万円/校)に加え、11月補正で追加措置した予算(100万円~200万円/校)の活用

2 市町村立学校

市町村教育委員会に対し、12月15日付で県立学校と同様の取組を依頼した。